

五城目町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 令和6年12月改訂版

秋 田 県
五城目町

目 次

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけと役割	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象とする範囲	4

第 2 章 計画策定の基本的事項

1 五城目町の概要	5
-----------------	---

第 3 章 ごみ処理の概況

1 廃棄物の種類	1 1
2 分別区分と収集運搬	1 2
3 処分	1 4
4 実績	1 7
5 ごみ処理の課題	2 6

第 4 章 ごみの排出量の推計および数値目標

1 ごみ排出量の推計	2 8
2 数値目標	3 1

第 5 章 目標達成に向けた取り組み

1 個別施策	3 2
2 将来計画	3 3

第1章 計画の概要

I 計画策定の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。

五城目町では、指定ごみ袋の有料化をはじめ、リサイクル可能な資源の分別回収や水切りバケツの配布など、ごみ減量化に向けて施策を講じてきました。

こうした取り組みをさらに推進していくため、本計画において、一般廃棄物（以下「ごみ」という）の発生から最終処分までの取り組みに関する必要な事項を定め、ごみの減量化やリサイクルの推進を図ることを目的に作成するものです。

本計画は、平成5年に策定された五城目町一般廃棄物処理基本計画の見直しをしたものです。

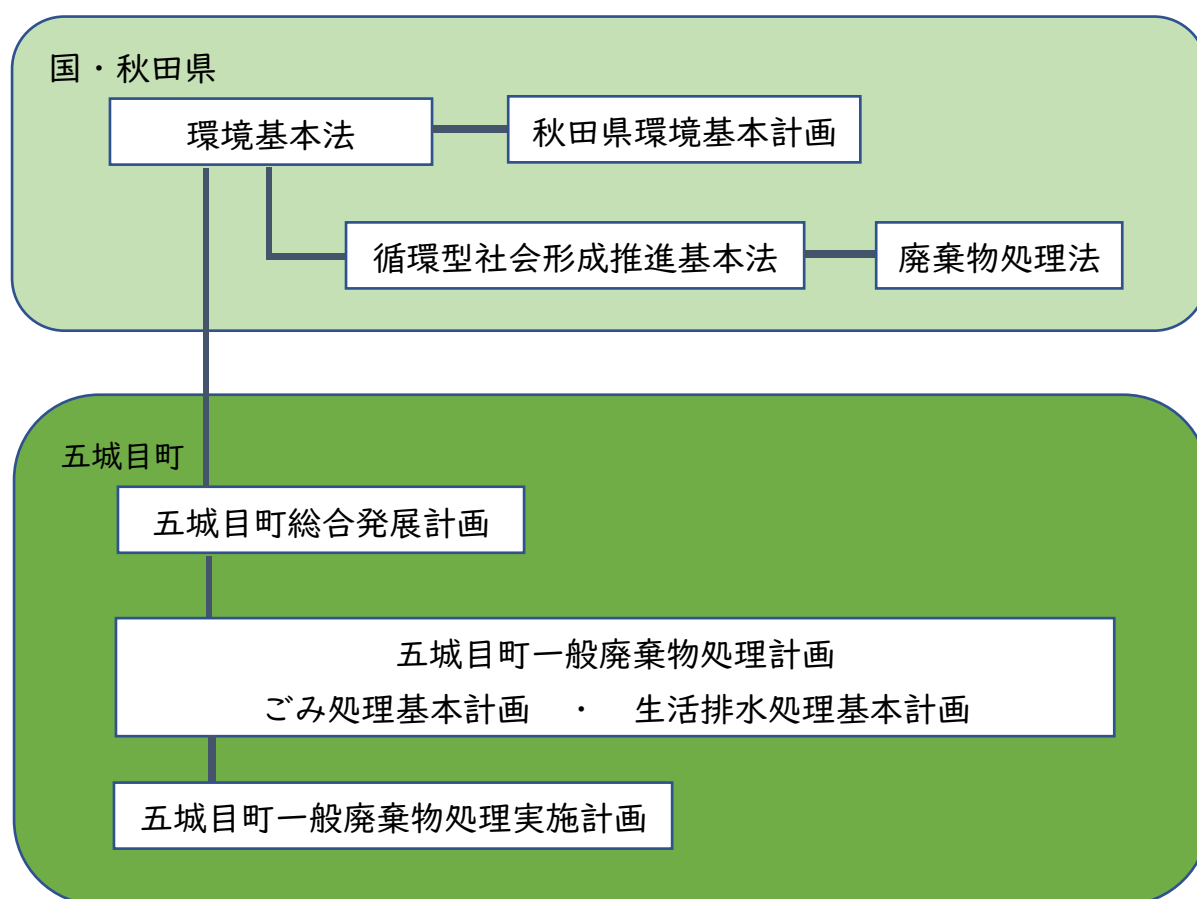
2 計画の位置づけと役割

本計画は、廃棄物処理法に基づいた、ごみ処理に関する基本方針となるものです。

ごみの発生抑制、資源化および最終処分に至るまで、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。

なお、実施に関する事項は、毎年度策定する五城目町一般廃棄物処理実施計画において定めます。

〈本計画の位置づけ〉



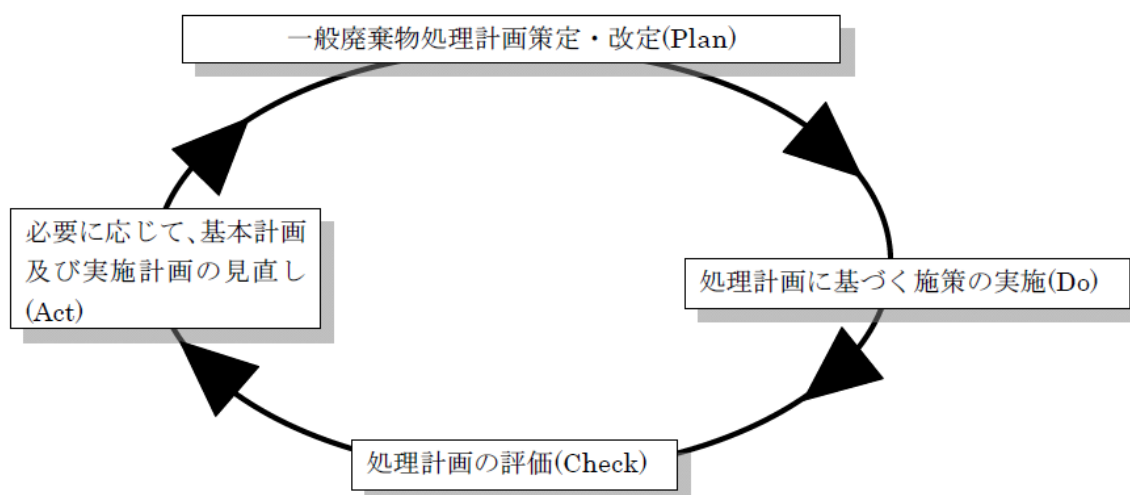
3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、令和6年度から令和10年度までの5年間を前期計画、令和11年度から令和15年度までの5年間を後期計画とします。

また、概ね5年ごとに見直しを行うほか、今後の社会情勢や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内でもPDCAサイクルに基づき、随時、見直しを行うものとします。

〈本計画の期間〉

2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)
前期計画					後期計画				



資料：ごみ処理基本計画策定指針

4 計画の対象とする範囲

本計画は、五城目町で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。
なお、生活排水については、本計画の対象外とします。

第2章 計画策定の基本的事項

I 五城目町の概要

(1) 地勢

五城目町は、秋田県の中央部、八郎湖の東部に位置するくさび形をした町です。

町の中心部を流れる馬場目川の源にそびえる馬場目岳周辺は、太平山県立自然公園に指定され、清らかな溪流や勇壮な溪谷、イワナ・ヤマメの宝庫で、多くの釣り人で賑わい、また、萱葺民家と棚田の風景や圧倒的な生命力にあふれた奇岩“ネコバリ岩”など、豊かな自然が生み出す景観などが評価されています。

流域には2,000haもの広大な沃野が広がっており、平成2年の大嘗祭で使用される米を収穫する悠紀斎田に選ばれるなど、稲作を中心とした農林業の盛んな町です。

一方で、秋田県の県北と中央部を結ぶ街道の要衝として、鍛冶、家具、建具、弓矢、銘酒、銘菓など、職人産業が息づく商工の町でもあります。

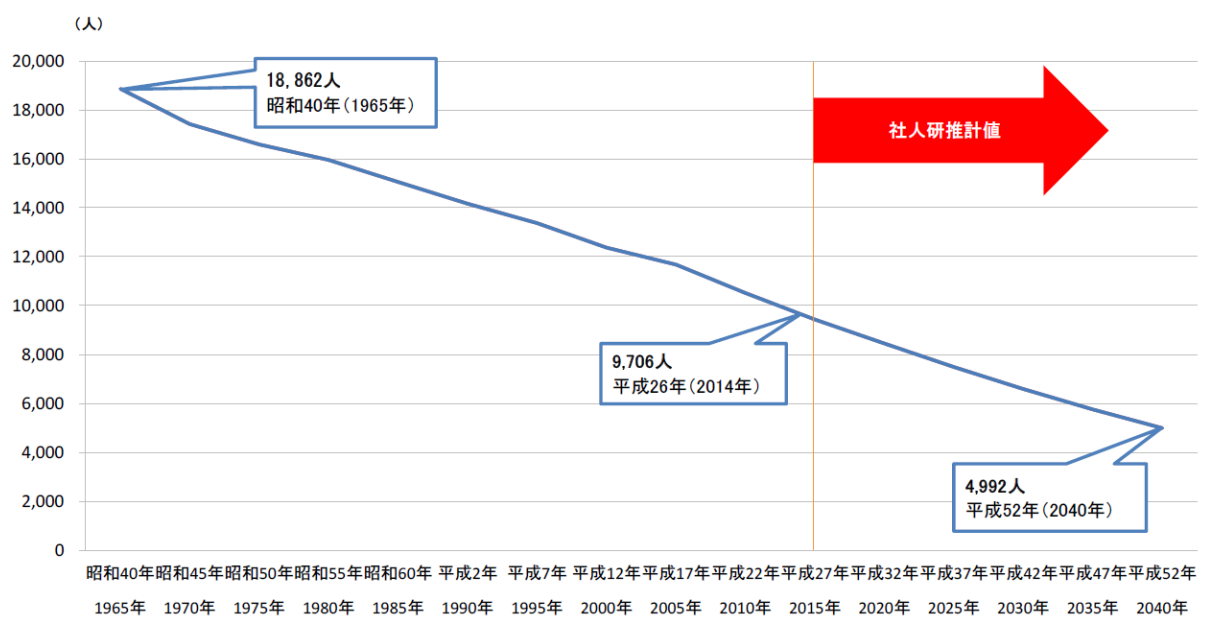
また、朝市通りの入り口に建つ、レンガ壁の酒蔵は、建物が全国登録有形文化財に指定され、朝市と酒蔵の歴史を感じさせる町並みを醸しています。



(2) 人口・世帯数の動向

昭和40年以降、減少傾向で推移しています。

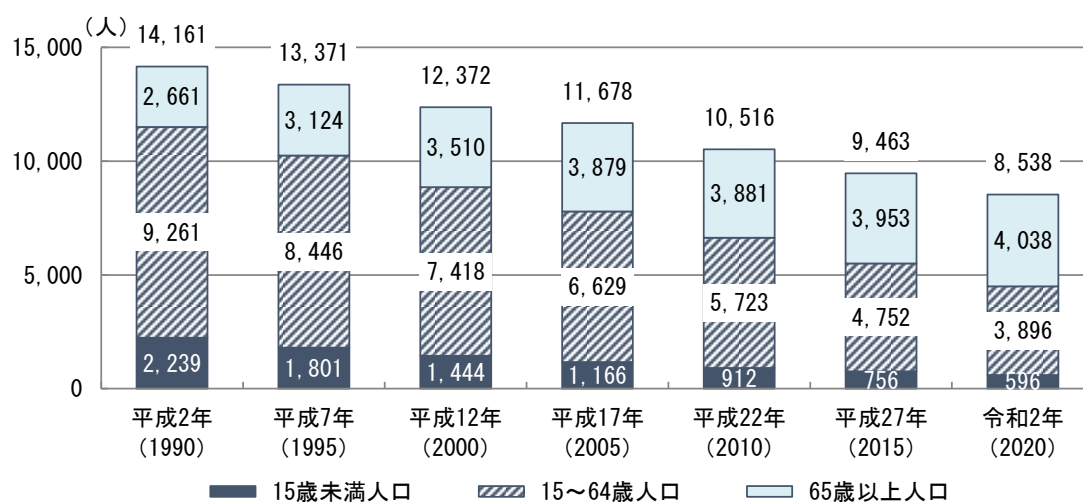
また、五城目町人口ビジョンによると、人口減少は今後も続き、2040年には、5千人を割り込むと推計されています。人口減少率は、昭和40年以降、概ね1%程度で推移し、平成22年には2%を超え、令和10年頃には、2.5%を超えると推計されています。



(3) 年齢別人口の推移

国勢調査による年齢別（3区分）の推移をみると、15歳未満人口と15～64歳人口は減少していますが、65歳以上人口は増加しています。

平成2年から令和2年までの推移では、15歳未満人口は約1/4に減少、65歳以上人口は約1.5倍に増加し、全国的な少子高齢化の進行が本町にもみられます。



（４）産業の動向

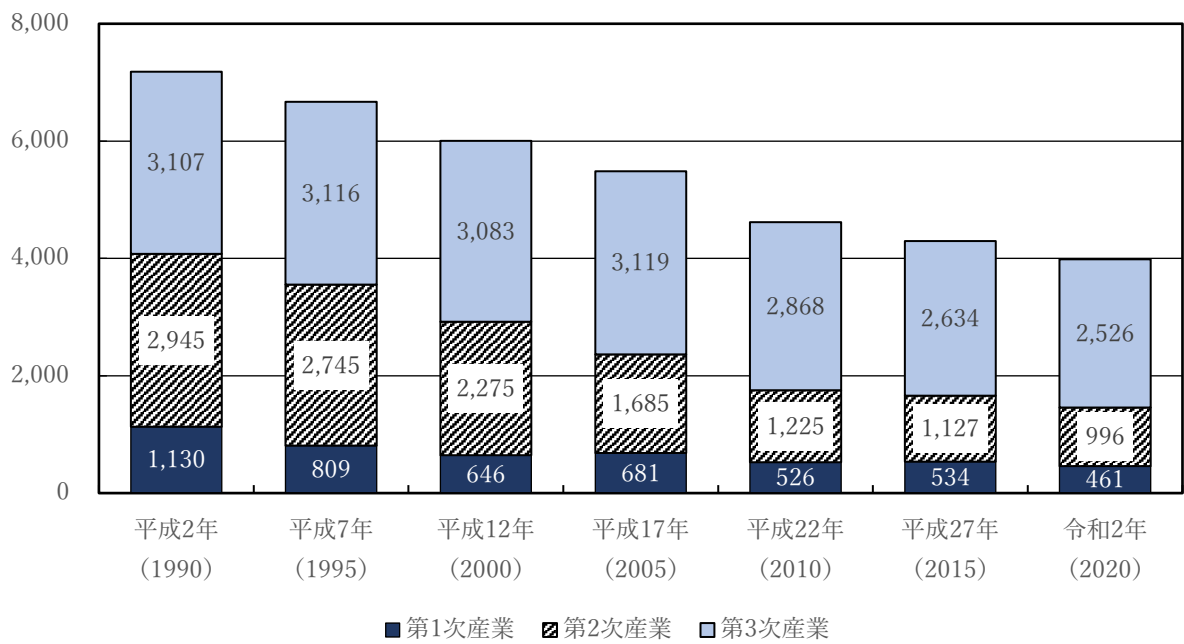
国勢調査における産業別就業者数の推移をみると、就業構造は第３次産業が中心であり、平成１２年から町内就業者の半数以上が第３次産業に従事しています。

各産業の就業者数が増加に転じている年もありますが、全体的には、従事する就業者数の減少傾向がみられます。

国勢調査による労働力人口の推移をみると、令和２年は 4,249 人となり、減少傾向にあります。

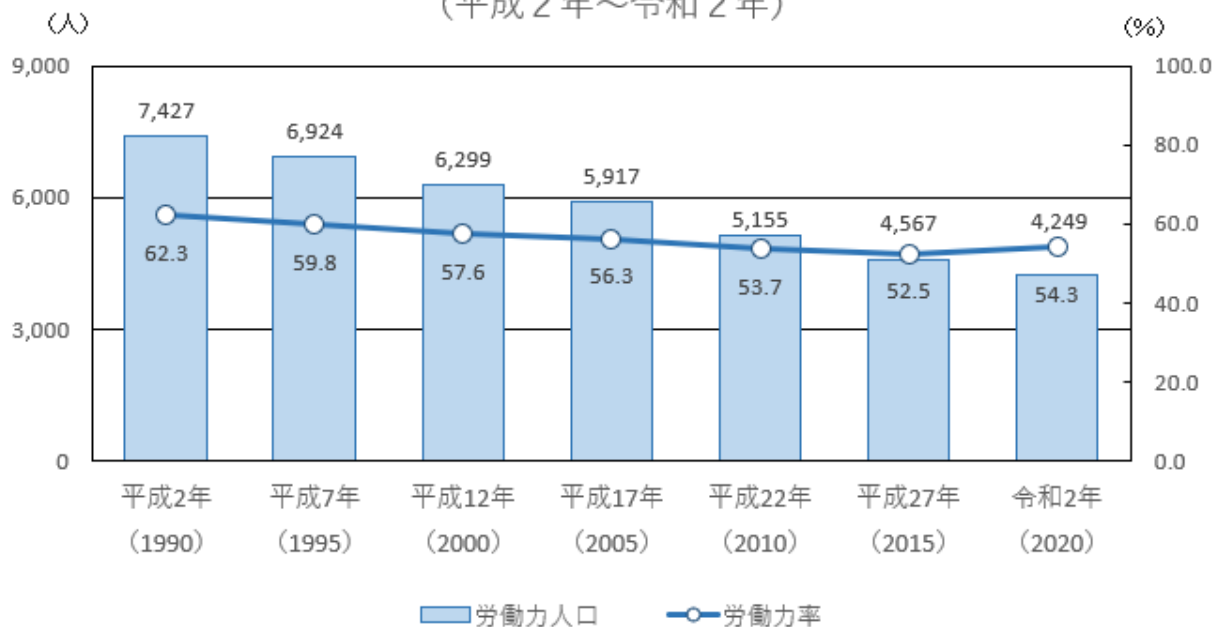
また、労働力率（１５歳以上の人口に占める労働力人口の割合）についても減少傾向にありましたが、令和２年に増加し、54.3%となっています。

産業別就業者数の推移
(平成2年～令和2年)



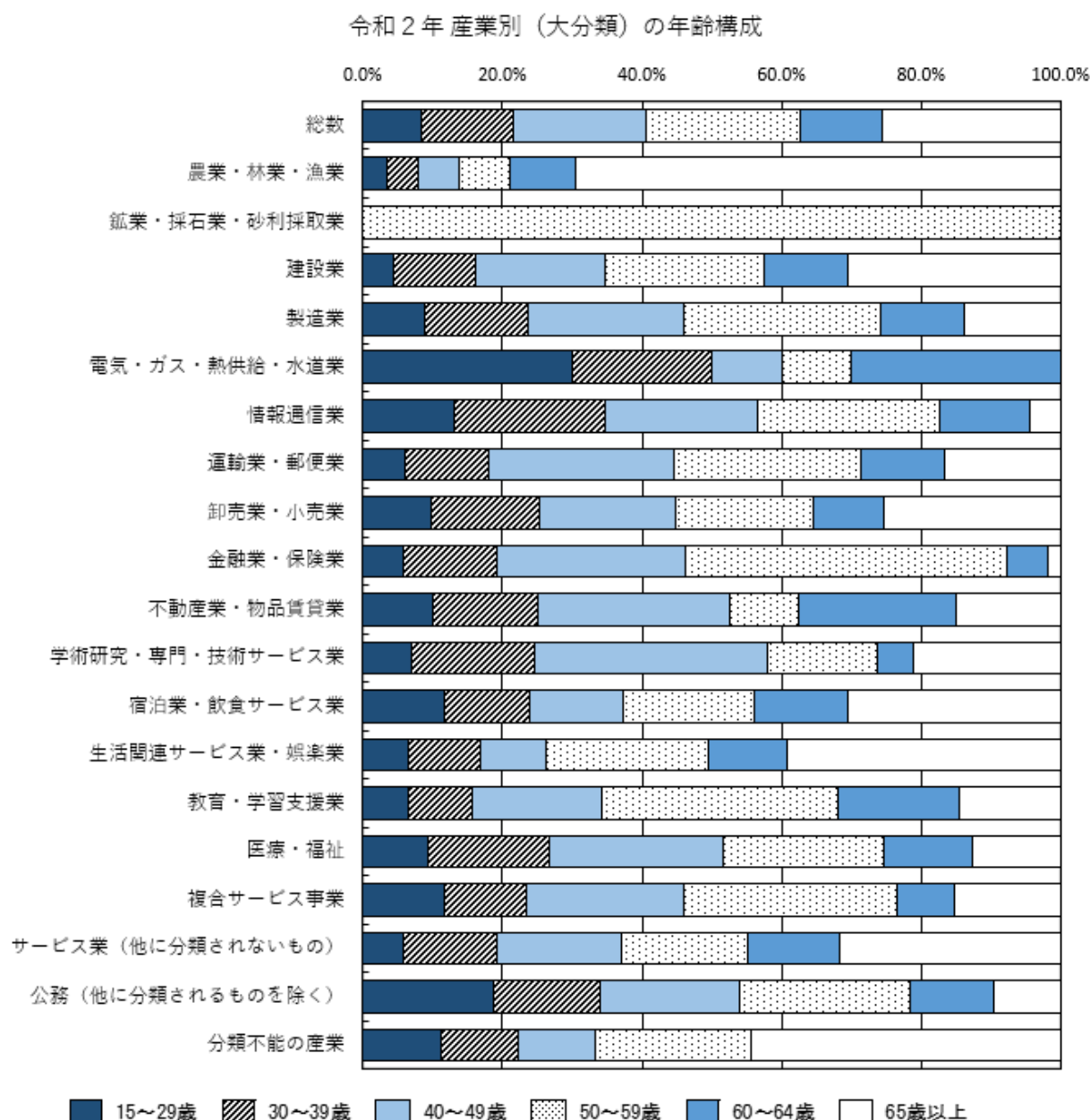
資料：国勢調査

労働力人口・労働力率の推移
(平成2年～令和2年)



資料：国勢調査

なお、産業別（大分類）の年齢構成をみると、すべての産業において、40歳以上の占める割合が半数以上となっています。



第3章 ごみ処理の概況

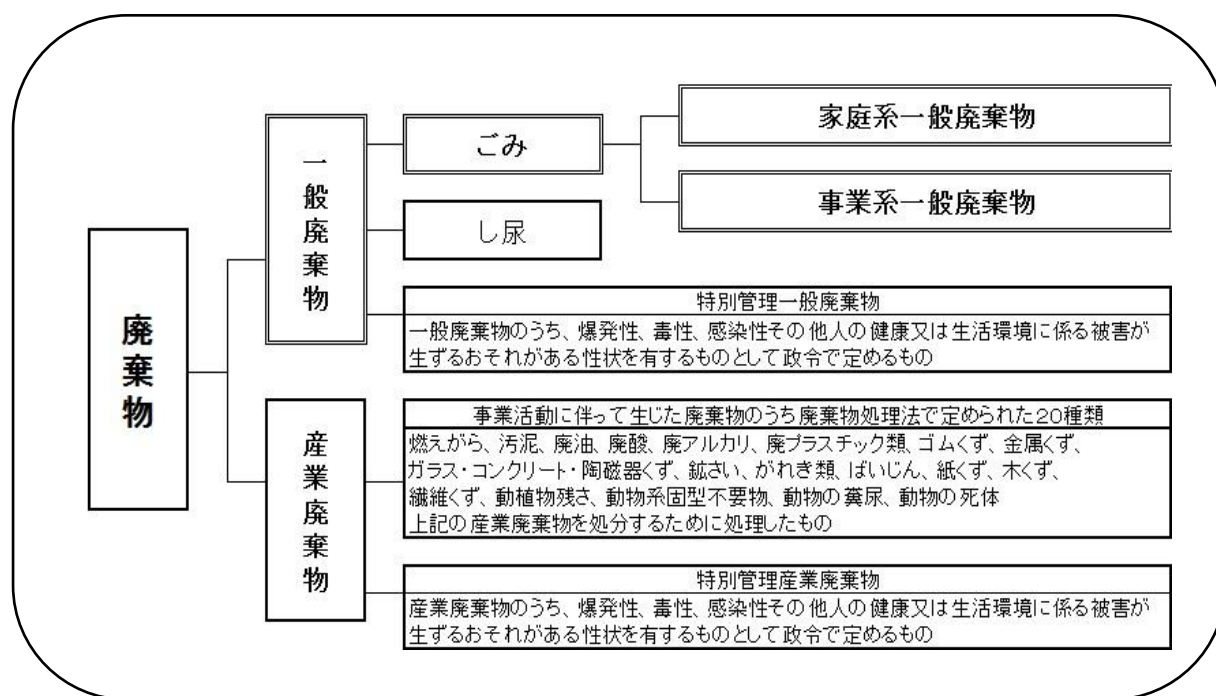
I 廃棄物の種類

廃棄物処理法において、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。

産業廃棄物は、事業活動で発生した廃棄物のうち、法令で定める20種類であり、それ以外は一般廃棄物になります。

また、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるものとして、2種類がさらに区分されます。

本計画では、家庭系一般廃棄物および事業系一般廃棄物を対象とします。



2 分別区分と収集運搬

家庭系ごみの分別区分は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」「水銀含有ごみ」の5分別となっています。そのうち「不燃ごみ」は「ガラス類、金属類」、「資源ごみ」は「缶類、びん類、ペットボトル、古紙類」としています。

なお、各ごみの具体的な対象物については、中間処理を行う八郎湖周辺クリーンセンターの基準としています。

① 家庭系ごみ

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみは、ステーション回収方式により回収が行われています。

粗大ごみは、ステーション回収方式および回収拠点への直接搬入により回収が行われています。

水銀含有ごみは、町内8か所の拠点回収を行っています。

※ステーション回収方式

住民がそれぞれの住区に設置してある集塵箱にごみを排出し、町から委託を受けた収集業者が回収する方式

② 事業系ごみ

事業系ごみについては、排出事業者処理責任があることから、町では収集を行っていません。

区分	収集する主なもの		出す時の注意点
可燃ごみ	① 生ごみ類 布・皮革類 紙くず類 木くず類 ゴム・ビニール類 プラスチック類	○生ごみ類 ○布・皮革類（衣類、バック、靴など） ○紙くず類（紙おむつ、紙コップなど） ○ゴム・ビニール類 ○プラスチック類（トレイ、発砲スチロール、シャンプー容器など） ○アルミ製類など 	1. 生ごみは、十分に水切りをする。 2. 発砲スチロール、プラスチック類の大きなものは、ごみ袋に入る程度に砕く。 3. 食用油は紙や布に浸込ませる。 4. 紙おむつは、汚物を取り除く。 5. 木や剪定枝等は、ごみ袋に入る程度に切る。
	② ガラス類 他に燃えないごみ	○陶器類 ○ガラス類 	1. 割れた陶器類、ガラス類などは、新聞紙等に包み「割れもの」とマジックで表記する。 2. ガラス類の袋に他の金属類を混在しない。
不燃ごみ	③ 金属類 他に燃えないごみ（家電類など）	○金属類（鍋、ヤカン、包丁、薬品缶・塗料缶・一斗缶、電池・使い捨てライター、スプレー缶など） ○家電類（炊飯器、ドライヤー、ポットなどごみ袋に入る大きさのもの） 	1. 包丁、ナイフ等刃物類は、新聞紙等に包む。 2. 薬品、塗料、一斗缶等は、中身を抜き取る。 3. 電池、ライターは使いきってから出す。 4. スプレー缶は、破裂する可能性があるため、必ず穴を開ける。 5. 金属類の袋に、他のガラス類を混在しない。
資源ごみ	④ 缶類	○スチール缶・アルミ缶（清涼飲料水、酒類、缶詰、ミルクなどの食用・飲料用の缶） 	1. 缶の中を軽く水洗いする。 2. 缶の中に異物を入れない。 3. 必ず・ふたを外す。（外したキャップ・ふたは、不燃ごみ③金属類へ） 4. スチール、アルミ缶は混合可能です。
	⑤ びん類	○飲料 ○栄養ドリンク ○酒類 ○調味料 ○化粧品 ○飲み薬などのびん  *割れたびんは新聞紙等に包み、「割れもの」とマジックで表記し、不燃ごみ②ガラス類へ出す。	1. びんの中を軽く水洗いする。 2. びんの中に異物を入れない。 3. 必ずキャップを外す。（外した金属性キャップは不燃ごみ③金属類へ） 4. 無色、茶色、その他のびんは混合可能。
	⑥ ペットボトル	○下記のマークが付いたペットボトル（清涼飲料水、酒類、しょう油などの食用・飲料用のペットボトル）  *食用油類、汚れのあるものは対象外ですので、①可燃ごみへ出してください。	1. ボトルの中を軽く水洗いする。 2. ボトルの中に異物を入れない。 3. ボトルは、潰しても潰さなくてもよい。 4. 必ず、キャップとラベルを外す。（外したラベルとプラスチック製キャップは①可燃ごみへ、金属製キャップは③不燃ごみ③金属類へ）
	⑦ 古紙類	○新聞 ○雑誌 ○段ボール ○牛乳パック 	1. 各種類ごとに分けて束ねること。 2. 止め金具やテープなどを必ず外す。 3. 必ず紙ひもで十字に縛る。 4. 古紙類票せんを1枚付け、氏名を記入。 5. 一束の高さ20cm 重さ10kg以内 ・蛍光灯等は、購入時の箱や容器に入れる。無い場合は、割れないように注意し、回収ボックスへ入れる。
⑧ 水銀含有ごみ （持込による拠点回収）		回収ボックス設置場所（役場庁舎内、町民センター内、各地区公民館内） ○蛍光管（電球型含） ○水銀体温計・温度計 ○水銀血圧計	・蛍光灯等は、購入時の箱や容器に入れる。無い場合は、割れないように注意し、回収ボックスへ入れる。
⑨ 粗大ごみ （4月・10月の年2回） *詳しくは3月・4月・9月・10月の広報に記載		○家具類（タンス、机、椅子、書棚、応接セットなど） ○家電製品類（ストーブ、電子レンジ、湯沸器、ガスコンロなど） ○寝具、敷物類（布団・ベッド・マットレス（スプリングなし）、絨毯、畳など） ○乗物類（自転車・三輪車・車椅子・歩行器・ベビーカー手押し車など）	①町指定のごみ袋に入らない大きなもの。 ②幅1.2m長さ2m高さ1mを越えないもの。 （品目ごとに分別し1個につき、粗大ごみ票せんを1枚付け氏名を記入。）

3 処分

(1) 中間処理

ごみ処理の効率化や適正化をはじめ、循環型社会の実現に向けた地域社会の形成を目的として、八郎湖周辺地域にある5市町村（男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）において「八郎湖周辺清掃事務組合」を設置し、平成18年から2ヶ年事業でごみ処理施設の整備を進めました。これにより、一日当たり可燃ごみ60トン、不燃ごみや資源ごみ、粗大ごみ15トンの処理能力を有する「八郎湖周辺クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）」が完成し、構成市町村のごみを一括管理するとともに適切な処理が行われています。

町の委託業者が収集運搬したごみは、クリーンセンターにて、中間処理されています。

可燃ごみは、熱回収施設へと運ばれ、リサイクル施設で発生した不燃ごみ、粗大ごみ由来の可燃性ごみとともに焼却処理されています。

不燃ごみ、缶類、ビン類、ペットボトル、粗大ごみは、クリーンセンターのリサイクル施設へ運ばれ、選別処理された後に再資源化されています。

缶類は、スチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮・成型後に売却し、ペットボトルは、圧縮・梱包後に選別されたビン類とともに容器包装リサイクル法に基づいた指定法人へ引き渡されています。

(2) 最終処分

クリーンセンターにおいて、焼却及び破碎後に排出される焼却残渣や不燃物の残渣は、五城目町一般廃棄物最終処分場へ搬出し、埋立処分しています。

五城目町一般廃棄物埋立処分場は、都度修繕を実施し、施設の維持管理を行っています。

(3) 中間処理・最終処分施設の概要

【八郎湖周辺クリーンセンター】

- ・所在地：男鹿市松木沢字板引沢73番地
- ・供用開始：平成20年3月
- ・敷地面積：55,480㎡
- ・施設規模：熱回収施設 30t/24h×2基=60t/24h
リサイクル施設 15t/5h
- ・構造：鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
鉄骨鉄筋コンクリート等 地下1階、地上4階建て
- ・処理方式：全連続燃焼式
- ・焼却炉型式：水冷式ストーカ炉
- ・公害防止装置：有害ガス除去装置
- ・燃焼ガス冷却：水噴射式
- ・破砕機形式：回転式破砕機

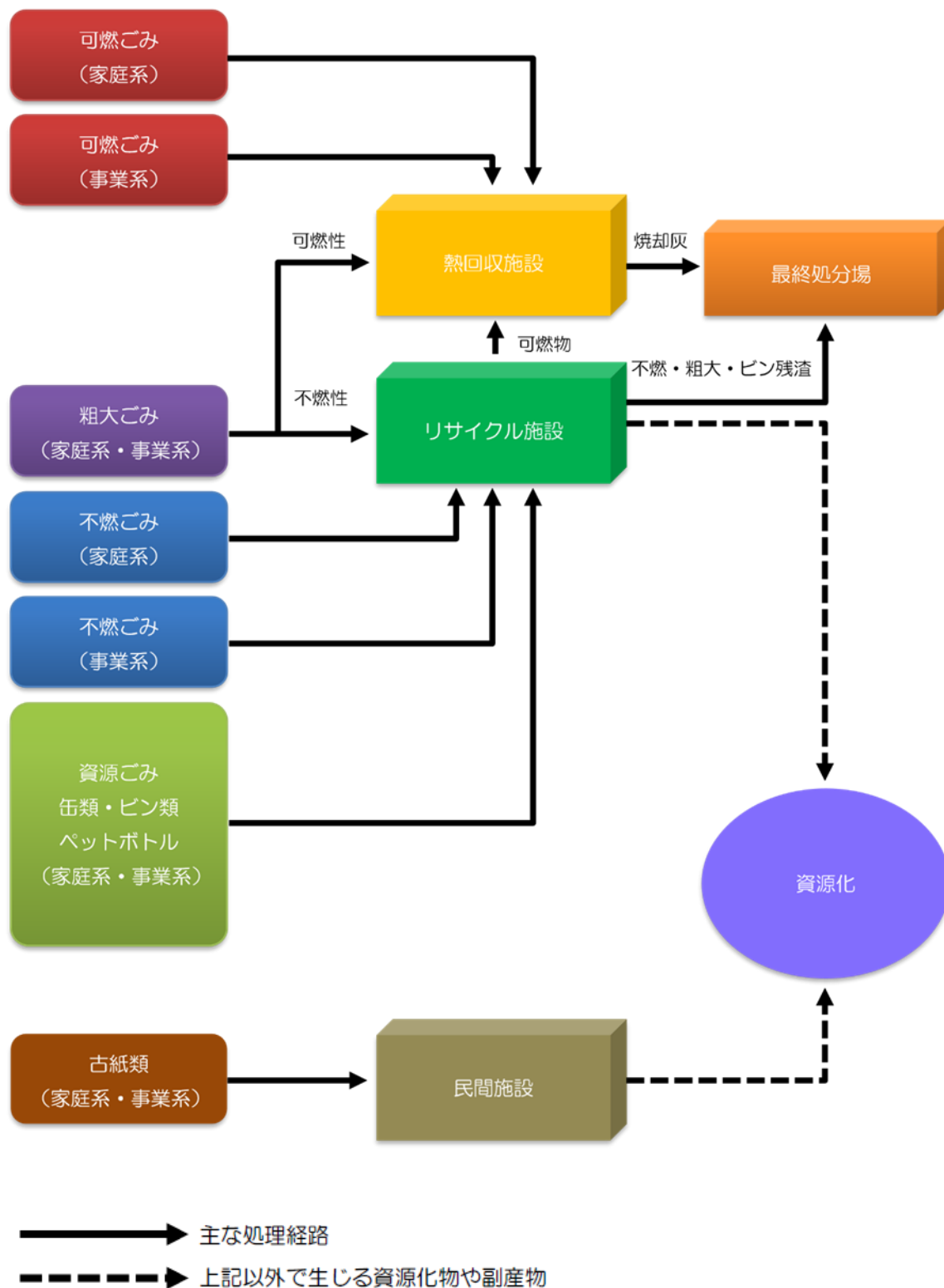


〈八郎湖周辺クリーンセンター〉

【五城目町一般廃棄物埋立処分場】

- ・所在地：南秋田郡五城目町字兔品沢53
- ・供用開始：平成10年
- ・埋立面積：6,220平方メートル
- ・埋立容積：16,059立方メートル
- ・埋立ごみの種類：焼却残渣、不燃物

(4) ごみ処理経路

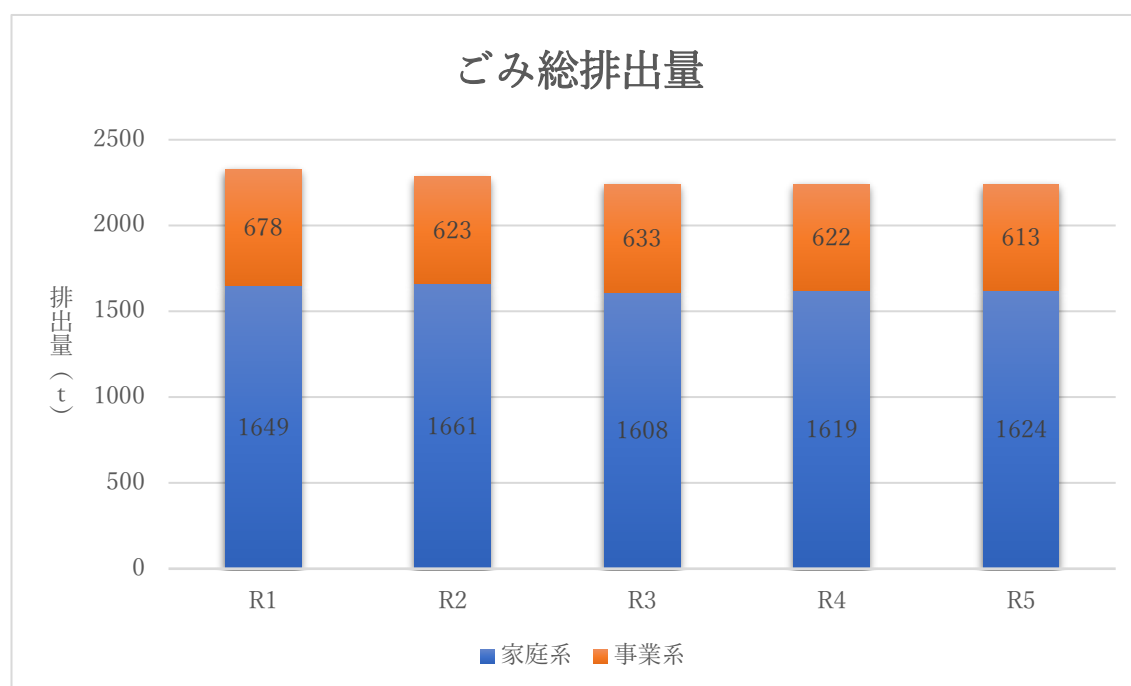


4 実績

(1) ごみ総排出量

直近の5年間、ほぼ横ばいで推移しています。

また、家庭系ごみと事業系ごみが約7：3の割合で推移しており、多くを占める家庭系ごみの減量が求められます。

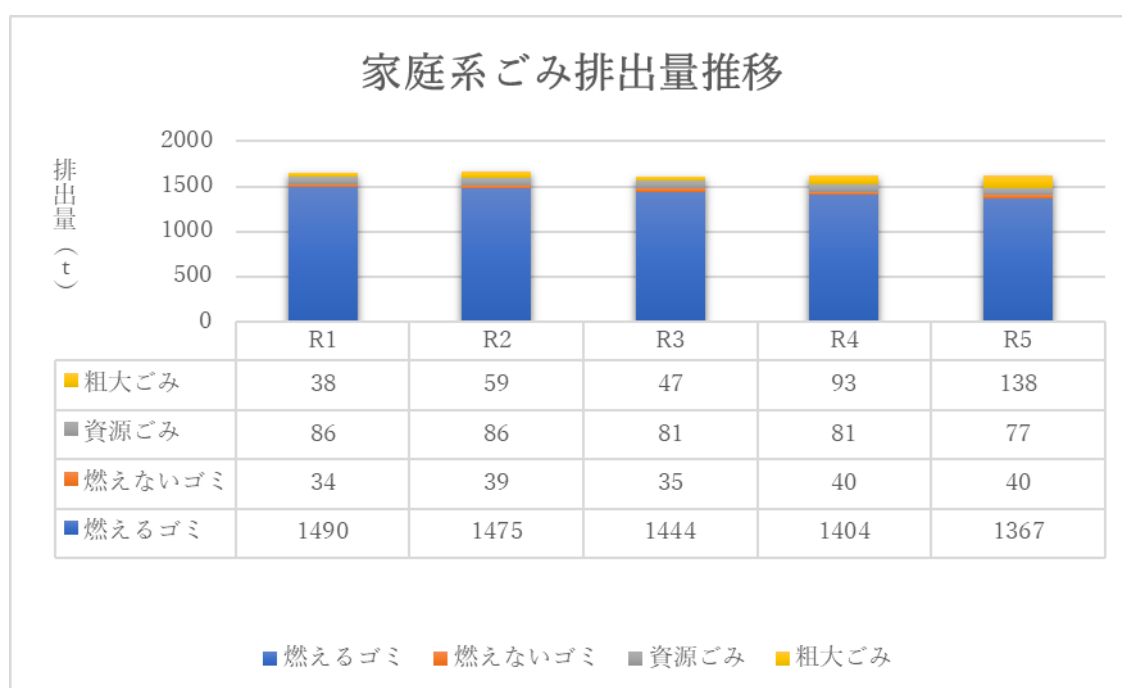


(2) 家庭系ごみ排出量

直近5年間の排出量をみると、可燃ごみは減少傾向にあります。可燃ごみが家庭系ごみの80%以上を占めるため、今後も継続して減量に取り組む必要があります。

不燃ごみは、わずかではありますが、増加傾向にあります。不燃ごみ排出量を減らしつつ、資源ごみの割合を増やしていくことで、リサイクル率の向上を推進することが求められます。

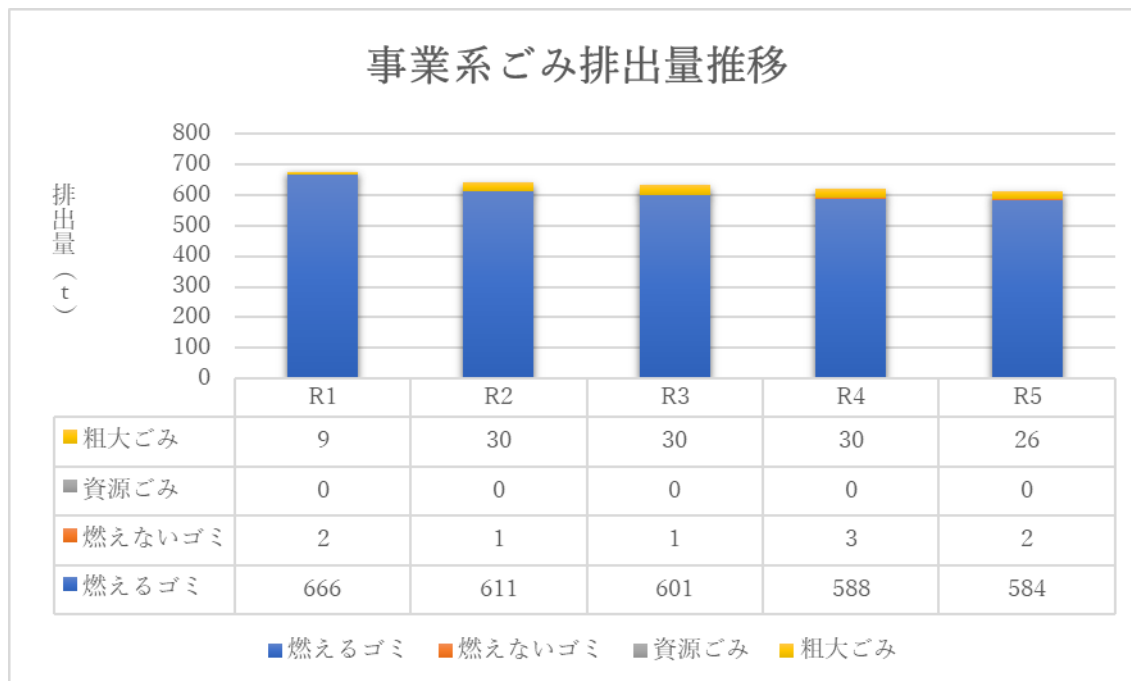
粗大ごみの排出量が令和4年度と令和5年度、大幅に増加していますが、大雨災害が大きな一因となっています。



(3) 事業系ごみ排出量

直近5年間の排出量をみると、減少傾向にあります。

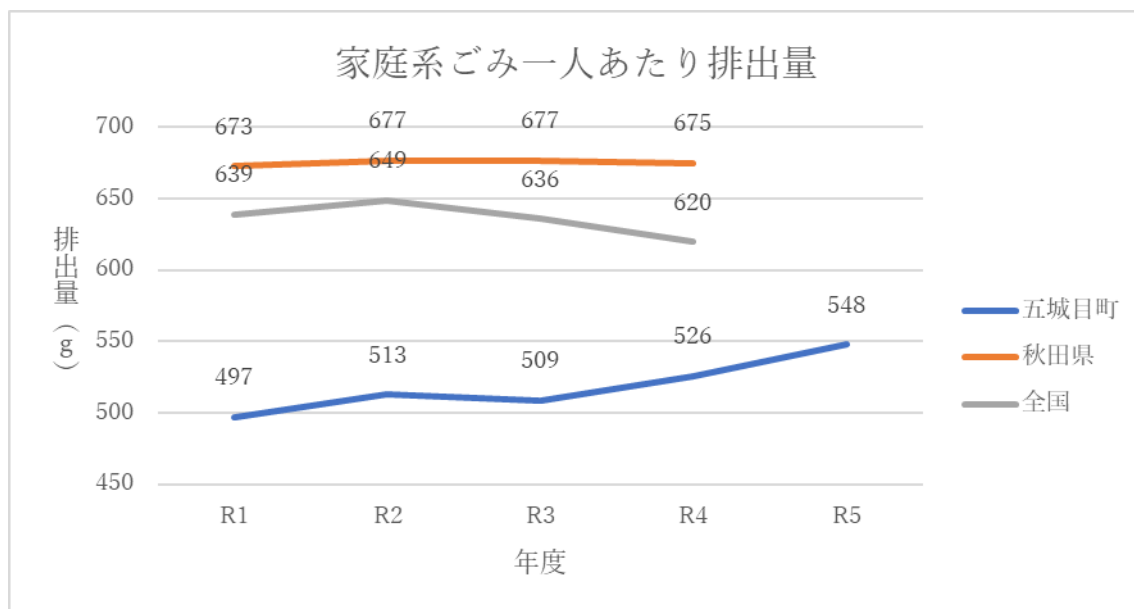
今後もごみ減量化に係る各種取り組みへご協力いただく必要があります。



(4) 家庭系ごみひとり1日あたりの排出量

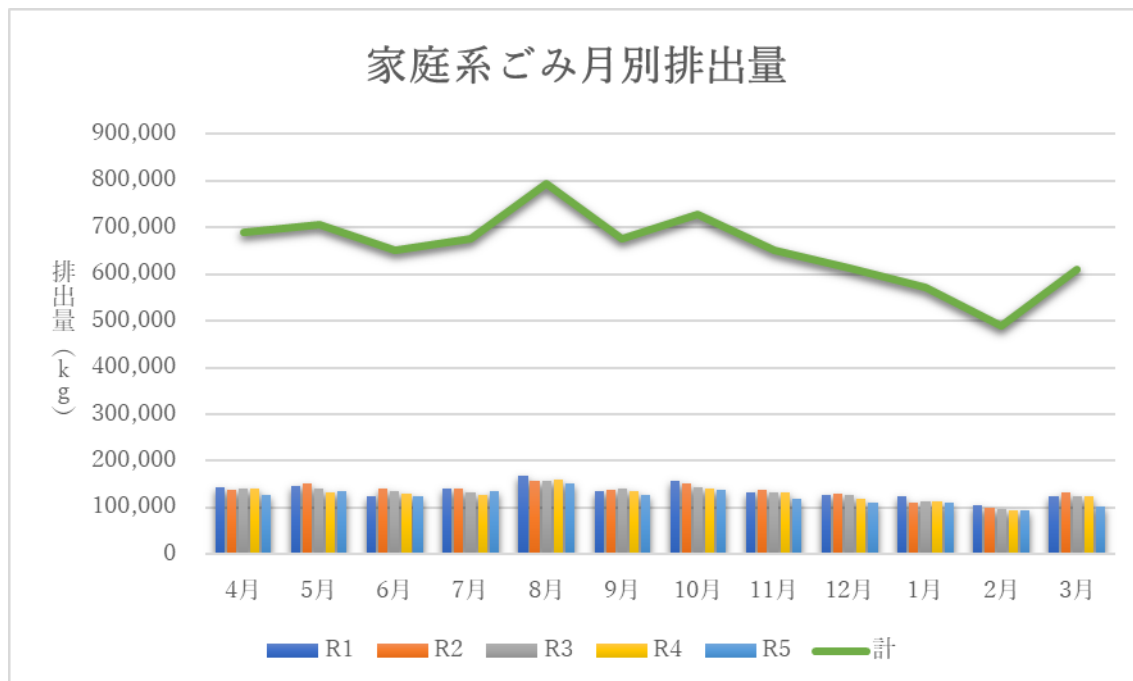
直近5年間の推移をみると、国・県平均より減少傾向にあります。

令和4年度と令和5年度は、排出量が増加していますが、大雨災害が一因とみられます。



(5) 家庭系ごみ月別排出量

直近5年間をみると、夏季は排出量が多く、冬季は排出量が少ない傾向にあることがわかります。

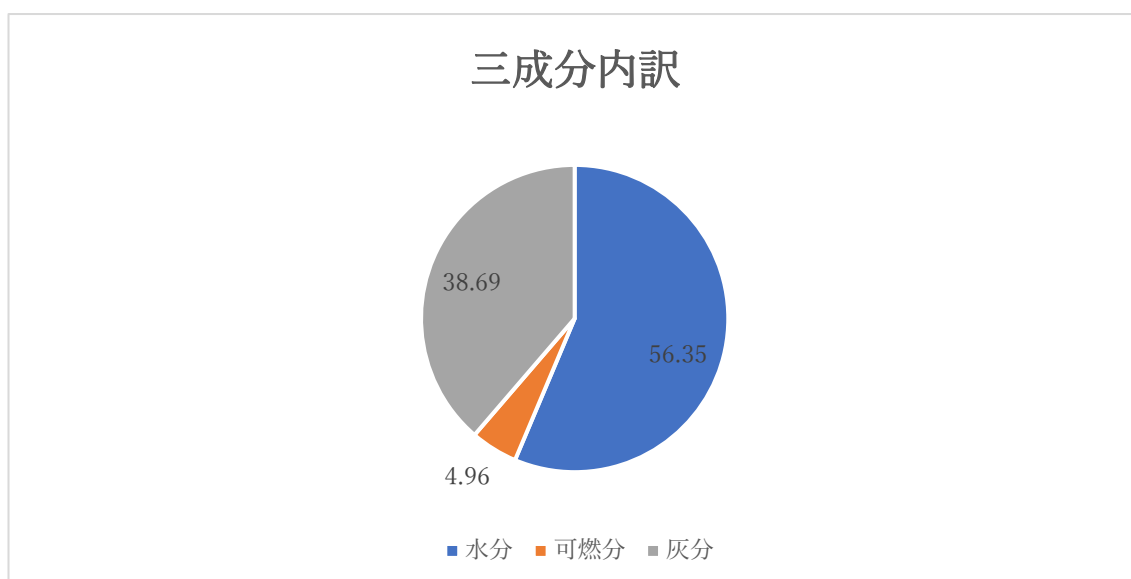
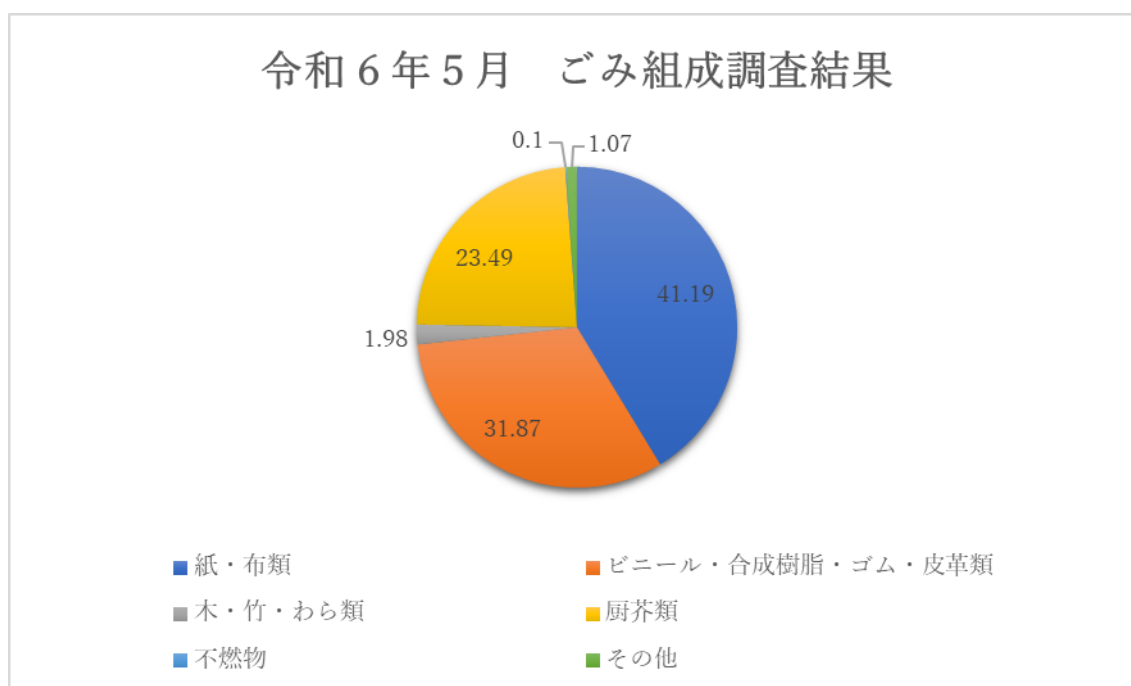


(6) ごみの組成

八郎湖周辺クリーンセンターでは、定期的に家庭系ごみの組成調査を実施しています。

令和6年5月のデータを見ると、リサイクル可能な紙・布類と厨芥類（生ごみ）で全体の70%以上を占めており、またその成分の半分以上が水分である結果となっています。

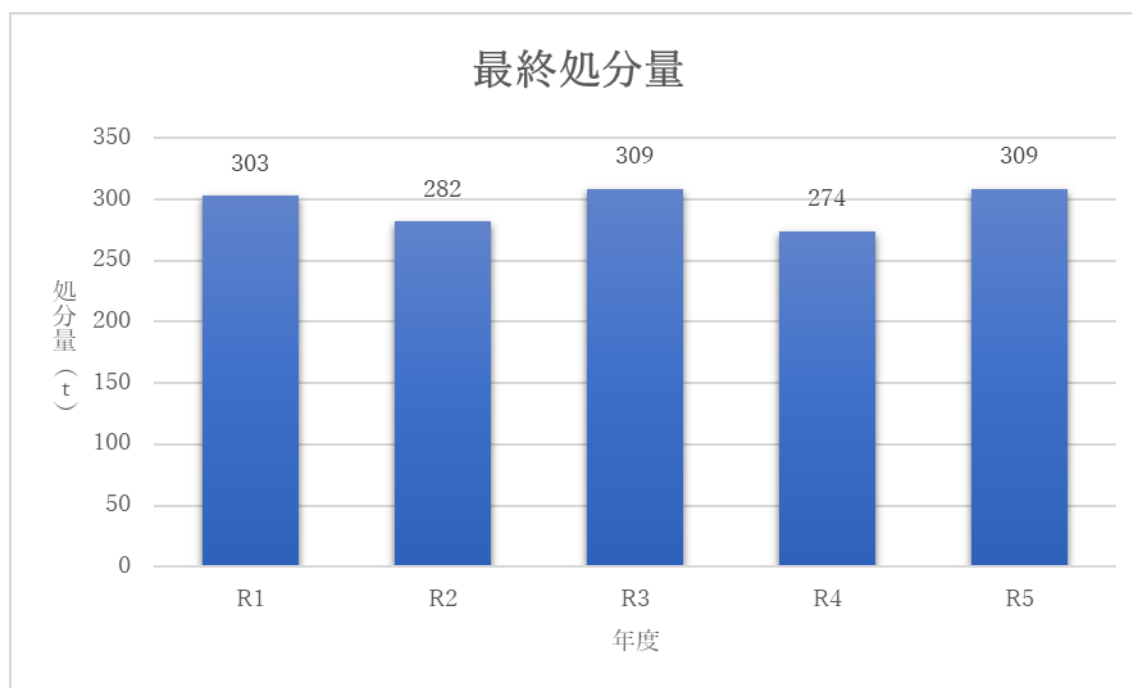
このデータから、資源化可能物の分別の徹底や生ごみの水きりなどにより、家庭系ごみのさらなる減量が可能であることがわかります。



(7) 最終処分場

過去5年間、増減（大潟村からの受託分を含まず）を繰り返しています。

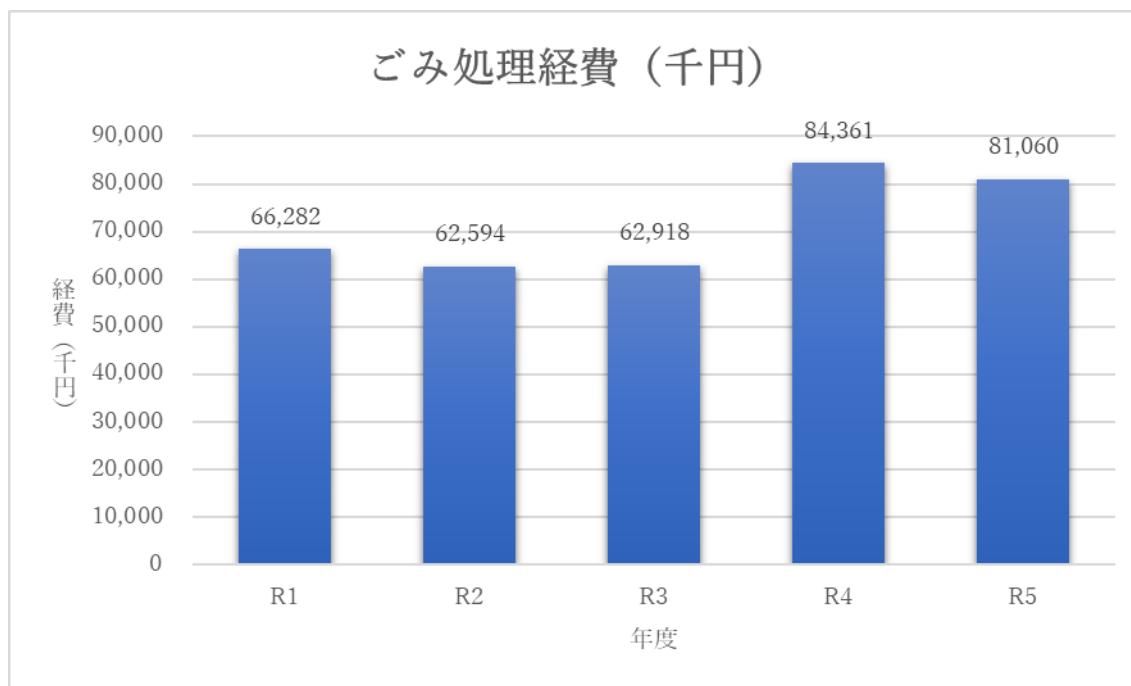
五城目町一般廃棄物最終処分場は、令和20年頃まで埋め立て可能である調査結果がありますが、延命化を図るため、処分量の削減が求められます。



(8) ごみ処理経費

昨今の物価高騰により、令和4年度と令和5年度は増加しています。

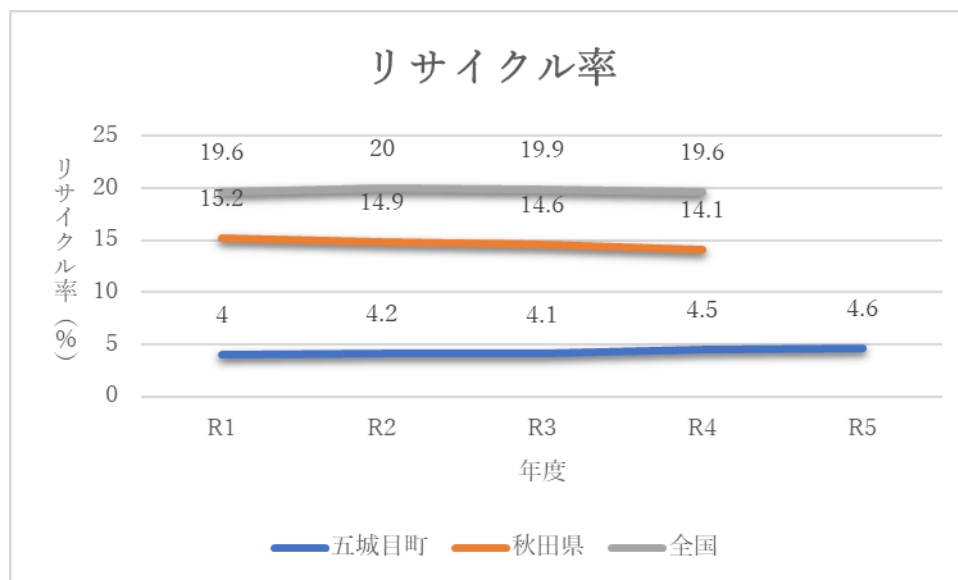
施設の老朽化等に伴う修繕費の増加が、今後も続くことが予想されるため、ごみ処理量の削減を通じ、経費を節減していくことが求められます。



(9) リサイクル率

秋田県平均や全国平均と比較すると、大きく低迷しています。

リサイクル率向上に向け、適切な分別を推進します。



5 ごみ処理の課題

(1) 減量化

町のごみ総排出量は、近年ほぼ横ばいで推移しており、顕著な減少は見られませんが、ひとり1日あたりの家庭系ごみ排出量は、国や県の平均を下回る値で推移しています。しかし、国が策定した第四次循環型社会形成推進基本計画における数値目標は、500gから440gに引き下げられました。これを達成するためには、大幅な減量に取り組まなければなりません。

また、ごみ組成調査において、資源ごみの混入や生ごみの水切り不徹底が散見されることから、可燃ごみの減量の余地は十分にあると考えられます。

事業系ごみについては、引き続き、ごみ減量化への協力を要請していく必要があります。

(2) 収集・運搬

現在、町の一般廃棄物収集運搬許可業者は3社であり、家庭系ごみの可燃ごみは1社、不燃ごみ・資源ごみの回収も1社で行っています。

今後、町の人口減少の推移に伴い、収集運搬業務の効率性や適正な収集体制の維持などについて検討していく必要があります。

(3) 中間処理・最終処分

今後の八朗湖周辺の市町村の人口減少を勘案すると、施設の維持管理に係る費用の負担は増加することが予想され、効率的な運営が難しくなることが見込まれます。

また、令和6年4月に秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会が設立され、令和7年3月に関係7市町村で広域化協定の締結を目指して協議が行われています。今後、段階的に足並みをそろえた施策を行う方向性となっています。

五城目町一般廃棄物埋立処分場については、残余年数は余裕があるものの、軽微な修繕を実施しながら、延命化を図る必要があります。

（４）リサイクル率※

本町におけるごみの分別区分は、５区分９分別となっており、町民の協力のもと、分別収集が進められていますが、リサイクル率は４％前後と県内市町村の平均値を大きく下回っています。

再生利用が可能な製品選びや資源ごみへの分別の徹底によるリサイクル率の向上に向けた取り組みが求められます。

※（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）/（ごみ処理量+集団回収量）×１００

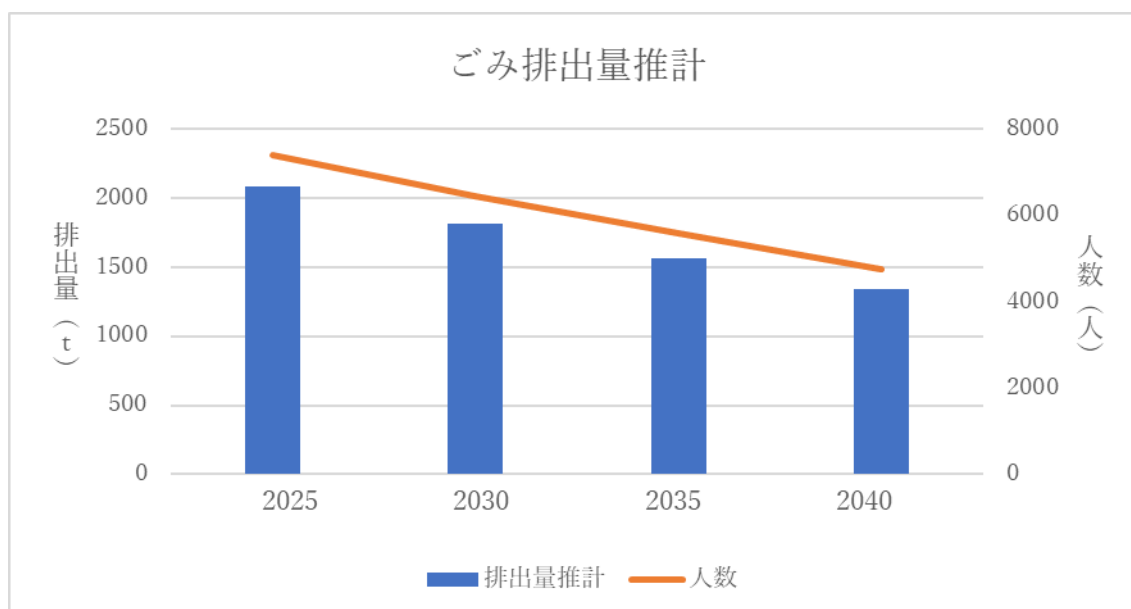
第4章 ごみの排出量の推計および数値目標

I ごみ排出量の推計

現状、当町民のひとり一日あたりのごみ総排出量は、大雨災害の発生年以外は大きく増減が見られないため、単純推計法により、推計します。

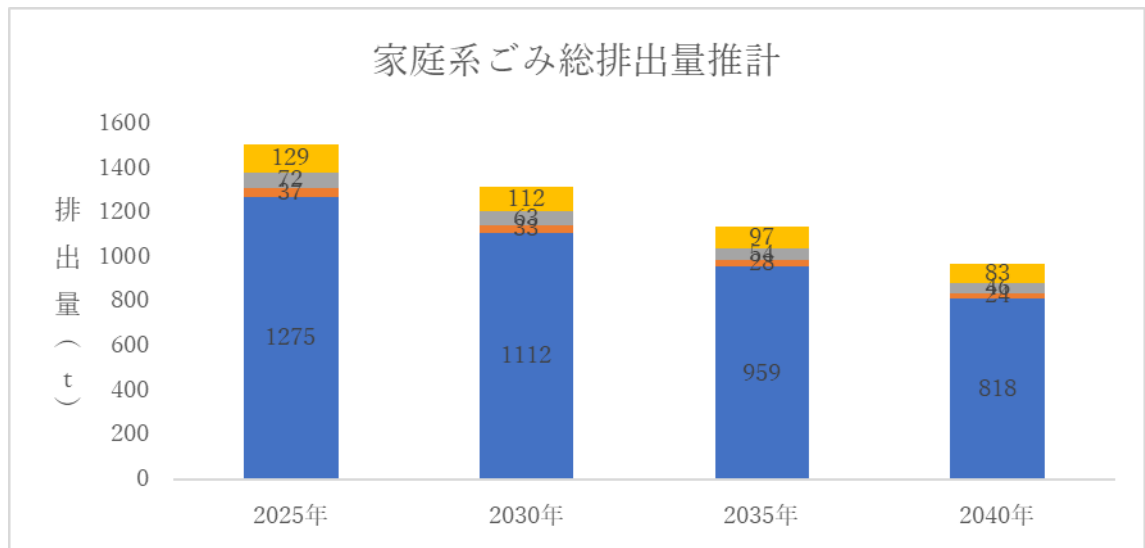
※小数点以下四捨五入

I ごみの総排出量推計



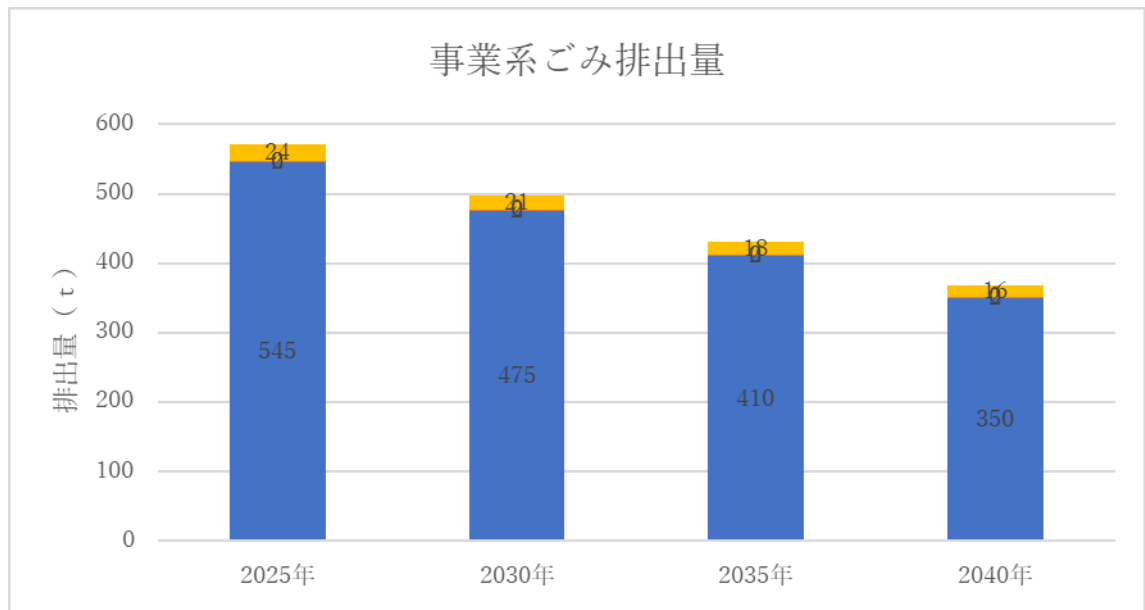
年度	排出量 (t)	人口 (人)
2025	2,086	7,411
2030	1,820	6,464
2035	1,570	5,578
2040	1,339	4,756

2 家庭系ごみ排出量推計



年度	燃えるごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	粗大ごみ (t)
2025	1,275	37	72	129
2030	1,112	33	63	112
2035	959	28	54	97
2040	818	24	46	83

3 事業系ごみ排出量推計



年度	燃えるごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	粗大ごみ (t)
2025	545	2	0	24
2030	475	2	0	21
2035	410	2	0	18
2040	350	2	0	16

2 数値目標

国の第4次循環型社会形成推進基本計画を参考に、目標値を定めます。

(1) ひとり1日当たりのごみ排出量

第4次循環型社会形成推進基本計画において、目標値は、総ごみ排出量850g、家庭系ごみ排出量は440gと定められています。

本町のひとり1日当たりのごみ排出量は、令和5年度752gであり、国が掲げる目標を達成しています。これは、ひとり1日当たりの事業系ごみ排出量が大幅に目標を下回っていることが一因と考えられます。

一方で、ひとり1日当たりの家庭系ごみ排出量は、大幅に目標値を上回っているため、国が定める目標値を当町においても採用します。

ひとり1日あたりの家庭系ごみ排出量目標

令和5年度：548g → 令和15年度：440g

(2) リサイクル率

国の第4次循環型社会形成推進基本計画において、リサイクル率18%を目標に設定しています。

現状、令和5年度のリサイクル率は4.6%と秋田県や全国平均と比べて、大きく低迷しているため、国が設定している数値と同様の目標値を町でも設定します。

リサイクル率

令和5年度：4.6% → 令和15年度：18.0%

(3) 最終処分量

本町の埋立処分場の残余容量は余裕がありますが、延命化を図るため、令和15年度の数値目標を令和5年度比で10%削減と定めます。

最終処分量

令和5年度：309t → 令和15年度：278t

第5章 目標達成に向けた取り組み

I 個別施策

国の第4次循環型社会形成推進基本計画を参考に、目標値を定めます。

本計画で掲げた目標の達成に向け、町、事業者、町民それぞれが担うべき役割を以下の通り設定します。

町	○ごみの排出状況を適切に把握する。 ○排出抑制に係る普及啓発や情報提供を通し、町民の自主的な取組を促す。 ○排出抑制に関して、町民や事業者の模範となるよう努める。 ○市民、事業者が取り組むことのできる仕組みづくりを構築する。 ○ごみの適正な処理に努める。
事業者	○町の施策に積極的に協力する。 ○製造工程や輸送工程を工夫し、ごみの排出抑制に努める。 ○環境物品等の使用を促進し、過剰包装や使い捨て品の使用等を抑制する。 ○食品廃棄物の排出を抑制する
住民 (町民・滞在者)	○町の施策に積極的に協力する。 ○商品の購入にあたっては、繰り返し使用できるものや耐久性に優れたものなど環境負荷の少ないものを選択する。 ○空き缶、空きびん、ペットボトルは、積極的に資源ごみとして出す。 ○ごみの分別を正確に行い、3R※を推進する。

※Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとった環境配慮に関する言葉

2 将来計画

本町では「五城目町総合発展計画【令和4年度～令和13年度】」を令和3年度に策定しています。これに基づき、令和4年度から令和8年度までの5年間を前期計画期間として、町の施策に取り組んできました。

以下に本計画に関連する基本構想を抜粋して示します。

● 1-5 環境保全・循環型社会

協働による取り組み（町民・地域に期待する役割）

- ・省エネやリサイクルなど、環境保全や脱炭素社会へ向けた意識の醸成
- ・ごみの分別、リサイクル意識の高揚を図り、ごみの減量化に努めましょう。
- ・不法投棄の防止等、自然環境を守りましょう。

1-5-2 ごみの減量化・収集・し尿処理体制の充実

〈具体的な取り組み〉

- ・広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底、リサイクル意識の高揚を図り、ごみの減量化を推進します。

1-5-3 ごみの不法投棄の防止

〈具体的な取り組み〉

- ・広報、啓発活動を通じて町民の環境保全意識の高揚に努めるとともに、監視および適正処理対策を推進します。